

新潟市営住宅家賃の減免及び徴収猶予に関する要綱事務取扱細目

(昭和 6 1 年 4 月 1 日施行)

改正 平成 1 0 年 4 月 1 日

改正 平成 2 0 年 4 月 1 日

改正 平成 2 5 年 4 月 1 日

改正 令和 4 年 1 2 月 1 日

1 第 2 条第 1 項 低家賃住宅への住替え指導

(1) 減免が長期にわたった場合又は長期にわたると認められる場合

「長期」とは、おおむね 2 4 か月とする。

(2) 住替え指導の対象基準

ア 家賃負担能力を大幅に上回る住宅への入居者

イ 世帯人員に比べ、住宅面積が不適當であると認められる者

これらに該当する場合であっても住替え基準（別表）を考慮するものとする。

2 第 2 条第 1 項 収入の算定及び生活保護基準額の算出

(1) 収入算定の対象期間は、公営住宅法の例によるものとする。（原則として申請前 1 2 か月）

(2) 生活保護基準額の算出については、生活保護法に定める基準額のうち、次に掲げるものの合計とする。（円未満の端数切捨）

ア 生活扶助基準額（第 1 類、第 2 類、第 2 類冬期加算 $\times 5 / 12$ ）

イ 住宅扶助基準額（県で定める特別基準額。ただし、家賃が基準額に満たない場合は家賃の額）

ウ 教育扶助（基準額、学習支援費、教材費、給食費、通学費）

エ 期末一時扶助（1 人につき扶助額 $\times 1 / 12$ ）

オ 母子加算

カ 障害者加算（オとカについて、両項目該当者は多い方）

キ 妊婦加算

ク 産婦加算

ケ 在宅患者加算

コ 放射線障害者加算

サ 児童養育加算

シ 入院患者日用品費（冬期加算×5／12含む）

3 第2条第1項1号イ 災害による承認の期間及び保険金等

(1) 承認期間（事件発生翌月分から12か月に限るものとする。）

翌年度に再申請があったときは、事件発生から通算期間12か月を限度として承認することができるものとする。

(2) 保険金等

各種損害保険金及び原因者からの給付の合計とする。

4 第9条第1項 適用除外

現に条例、規則、その他関係諸規定に違反する者であっても、次のいずれかに該当する者については、減免等を承認できるものとする。

(1) 滞 納

自主的に滞納家賃を納入しようとする意志があると明らかに認められる者、又は現に滞納家賃を定期的に納入し、滞納家賃を減少させつつある者

(2) 禁止行為、条例違反等

適正な状態に復帰しようとする意志があり又は適正な状態に復帰し、かつ今後も条例、規則、その他関係諸規定を忠実に遵守しようとする態度が明らかに認められる者